

○江差町ネーミングライツ事業実施要綱

平成29年11月13日

告示第80号

(目的)

第1条 この要綱は、江差町が所有する施設（以下「町有施設」という。）に愛称を命名する権利を民間事業者等に付与することで公民連携を推進するとともに、新たな財源を確保し当町の財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体をいう。
- (2) ネーミングライツ 町有施設に条例又は規則（以下「条例等」という。）で定める名称に代えて使用する愛称を付与する権利のことをいう。
- (3) ネーミングライツ事業 ネーミングライツに関して当町と民間事業者等が契約を締結し、民間事業者に愛称を付与する権利を与え、町がその対価を得る事業をいう。
- (4) 対象施設 ネーミングライツ事業によって愛称を付与することとした町有施設をいう。
- (5) ネーミングライツパートナー ネーミングライツ事業において、契約の相手方となった民間事業者等をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、対象施設の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業による愛称決定後、町は愛称を積極的に使用するが、条例等に規定する対象施設の名称については変更しないものとし、議案提出等必要に応じて、愛称ではなく条例等に規定する対象施設の名称を使用するものとする。

(ネーミングライツ事業の実施方法)

第4条 ネーミングライツ事業の実施に関する次に掲げる事項は、第5条に定める審査委員会において決定する。

- (1) 対象施設
- (2) 契約期間
- (3) ネーミングライツ料
- (4) 費用負担の区分
- (5) 募集の方法
- (6) 募集要項
- (7) ネーミングライツ基準等

- 2 前項各号に掲げる事項は、ネーミングライツ事業を実施する対象施設ごとに決定するものとする。

(審査委員会)

第5条 町長は、ネーミングライツパートナーの決定を行うため、江差町ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副町長をもってあてる。
- 4 委員は、総務課長、まちづくり推進課長、財政課長、産業振興課長、建設水道課長、社会教育課長をもってあてる。
- 5 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理し、又は代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 議長は、前項の決定に加わることができない。
- 6 委員長は、必要に応じ委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政課財政係が処理する。

(契約)

第8条 町長は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、遅滞なくネーミングライツ事業契約を締結するものとする。

(愛称変更の禁止)

第9条 ネーミングライツの契約期間内における愛称の変更は、できないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(ネーミングライツパートナーの決定の取り消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツパートナーとしての決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。
- (2) ネーミングライツパートナーが、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (4) ネーミングライツパートナーから決定辞退の申出があったとき。
- (5) その他町長が必要と認めるとき。

(契約の解除)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業の契約を解除することができる。

- (1) 虚偽の申し込みまたは不正の手段により応募したことが判明したとき。
- (2) 前条の規定によりネーミングライツパートナーの決定の取り消しがされたとき。
- (3) ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。
- (4) その他町長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、既に納入されたネーミングライツ料があるときは、これを返還しない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年11月13日から施行する。